

学校図書館の充実を求める署名

子どもたちがゆとりをもってじっくりと学び、豊かな心が育つ教育を実現することは、父母・保護者、国民、教職員の切実な願いです。学校において、このような教育活動を保障するうえで、学校図書館と学校司書の果たす役割は大きく、その充実が強く求められています。学校図書館は、学習に必要な図書を提供するとともに、さまざまな図書館活動を通して児童・生徒が読書への関心を高めるなど、人間的な成長を促しています。学校図書館を充実させるためには、十分な図書費を保障するとともに、「学校教育法」「学校図書館法」などを改正し、専任・専門・正規の学校司書制度を新たに確立することが必要です。

2021年7月、文部科学省は4年ぶりに実施した2020年度「学校図書館の現状に関する調査」を発表しました（前回は2016年度に調査）。学校司書の配置状況について、学校司書を配置している公立学校は、小学校69.1%（前回比+10.3ポイント）、中学校65.9%（同+8.8ポイント）、高校66.4%（同-0.5ポイント）と、小中学校での配置がすすみました。一方で、常勤の学校司書を配置している公立学校は、小学校9.5%（同-2.6ポイント）、中学校9.5%（同-4.1ポイント）、高校55.5%（同+0.1ポイント）にとどまっています。これは、この4年間で新たに配置された学校司書の多くが、非常勤の職員であることを示しています。

また、学校図書館図書標準の達成状況については、小学校71.2%（前回比+4.8ポイント）、中学校61.1%（前回比+5.8ポイント）と増加していますが、学校図書館としての機能を十分果たしていくためにも、今後、更なる充実が求められます。

2022年に策定された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」で小中学校の学校司書配置について国が地方財政措置を充実させたことは、学校司書の全校配置をさらにすすめる重要な施策といえます。同時に、学校図書館のいっそうの充実のためには、学校図書館法第6条の「専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない」とされたものを「置かなければならない」にするなど実効あるものとし、専任・専門・正規の学校司書の配置につなげていくことが必要です。

つきましては、以下の事項を早急を実現していただくよう求めます。

記

1. 学校図書館に関わる予算を大幅に増額すること。特に、災害や統廃合などで整備ができていないところに十分に配慮すること。
2. すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置できるよう、学校図書館法に学校司書を「置かなければならない職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
3. 学校司書を、学校教育法、標準法など関係法規に位置づけること。
4. 学校司書の全校配置をすすめるため、学校司書の配置に関する地方財政措置をさらに充実させること。
5. 2022年に策定された第6次「学校図書館図書整備5か年計画」において、計画に基づく経費に係る地方財政措置が地域間の格差が生じないように、適切に措置されるようにすること。

お 名 前(フルネーム)	住 所(〇〇県△△市□□町1-2-3←番地までお書きください)

※この署名は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません。



子どもたちと本の出会いの場、学びの場、心のやすらぎの場



学校図書館の充実を！

学校図書館はすべての学校に設置することが義務づけられています（学校図書館法）。しかし、学校図書館の整備はまだ不十分です。文部科学省が学校規模ごとに定めた蔵書の目標数である図書標準達成率（図1）や学校司書の配置率（図2・図3）をみれば明らかです。（いずれも2014年・2016年・2020年実施の文部科学省調査）

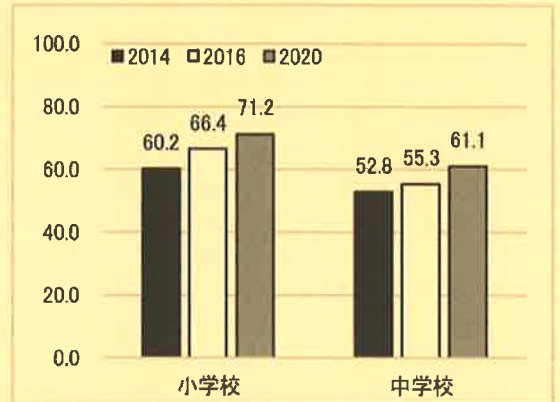


図1 公立学校の図書標準達成率

図書購入費が不足です！

2022年度から第6次「学校図書館整備等5か年計画」が実施されています。この施策を実効あるものにするには、各自治体に地方財政措置で算定された図書予算を、そのまま図書購入費として予算化させるとりくみが重要です。

高校は、文部科学省「図書標準」の定めがなく整備計画の対象になっていないため、図書整備費の措置がありません。整備計画に高校、特別支援学校も含めることを要望します。

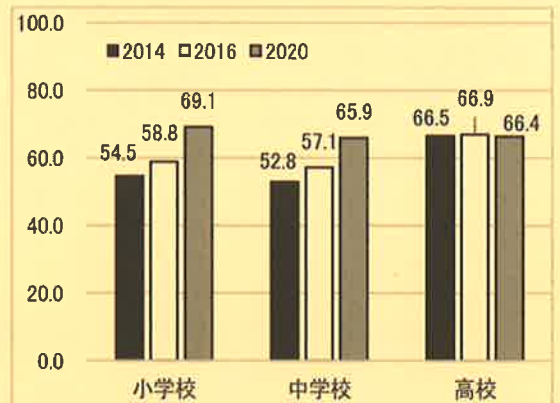


図2 公立学校の学校司書配置率

学校図書館にも専門職が必要です！

2014年に学校図書館法が改正され「学校司書」が法律上に明記されましたが、「置くよう努めなければならない」とあり必置でないため、依然として配置状況は各自治体によってさまざまです。児童・生徒が学校にいる時間帯をカバーできる常勤の割合は小中学校で1割（図3）で、非常勤をあわせても6割しか配置されていません（図2）。高校では常勤の割合は減少し続けています（図3）。学校図書館が十分に機能を果たすには、

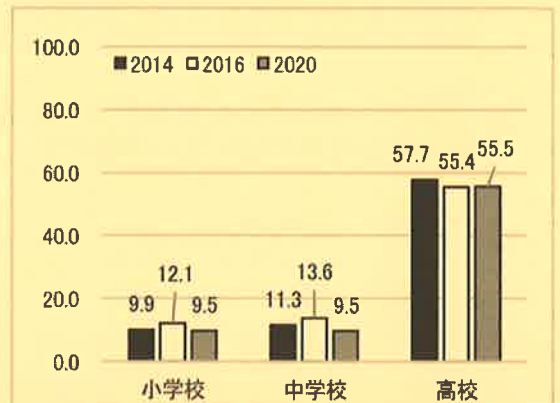


図3 常勤の学校司書を配置している公立学校の割合

専任・専門・正規の学校司書が必要です。

全日本教職員組合(03-5211-0123)

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館

専任・専門・正規の学校司書の配置を求める請願署名

学校図書館は児童・生徒にとって一番身近な図書館であり、学校教育において大きな役割を担っています。学校図書館は、幅広く豊かな読書により心の成長を促す、探究学習などを通じて自ら学ぶ姿勢を培いより深い学びへと導く、情報を収集・選択・活用する力を育てるなど、児童生徒の成長を幅広く支えています。「主体的・対話的で深い学び」の実現のためにもますます重要視されているところです。

学校司書は図書館の専門職です。子どもたちの読みたい本や学習に必要な図書資料・情報を選択し、利用しやすいように分類・組織化をおこないます。また、児童・生徒および教職員など利用者がそれらを適切に入手できるようガイダンスやレファレンスをおこないます。さらに広報、展示、特設コーナーをつくるなど、学校図書館の運営全般に係わる職務を担います。学校司書が配置されてこそ、学校図書館を教育活動に活かすことができます。

2015年4月から施行された学校図書館法に初めて「学校司書」が明記され、2016年11月には「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が文科省により作成されました。

しかし、学校司書の採用にあたって「資格を全国的に一律の義務付けを行うことは困難である」として、採用条件を地方公共団体の判断に委ねていることから、モデルカリキュラムを履修しても採用の保障はありません。もとより、学校司書が必置とされていないため、非正規や兼務の司書が増加し、図書館を毎日開館できない状況が増えていることは大きな問題です。

学校図書館がその機能を発揮するためには、十分な図書費や環境の整備に加え、専任・専門・正規の学校司書の配置が不可欠です。そのために、以下の項目を要望します。

記

1. すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
2. 学校図書館法に学校司書を「置かなければならない職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
3. 学校司書を学校教育法、教職員定数法など関係法規に位置づけること。
4. 2016年11月に作成された「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が十分に効力を発揮するよう、必要な措置を講じること。

氏 名	住 所 (〇〇県△△市□□町1-2 ←番地までお書きください)

*この署名は、個人情報保護法に基づき目的以外には使用しません。

取り扱い団体 : 全日本教職員組合

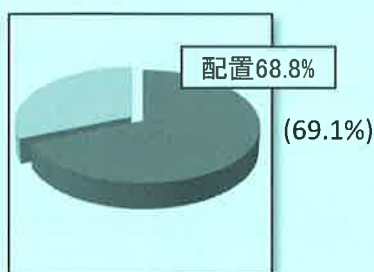
() 教職員組合

豊かな学びを支える学校図書館

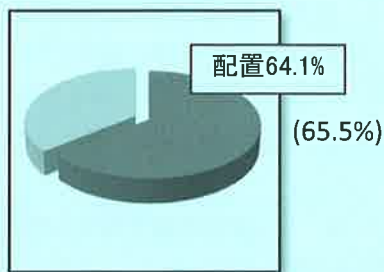
学校図書館は児童・生徒の
読書活動や学習を支援する重要な場です。
そこには、専任・専門・正規の
学校司書が必要です。

公立学校の学校司書配置状況

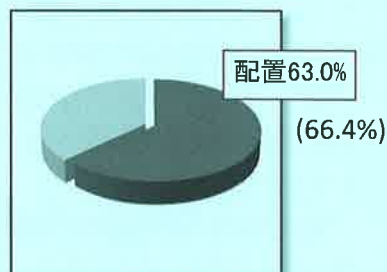
小学校



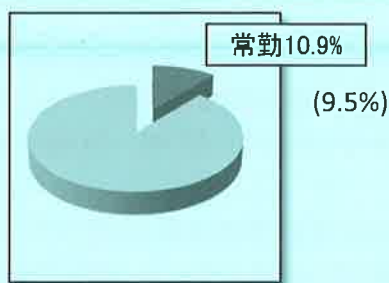
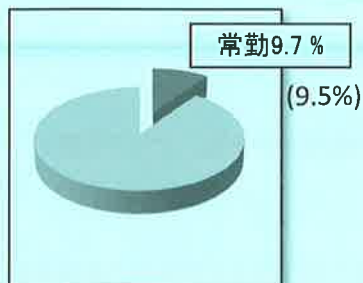
中学校



高等学校



常勤学校司書の比率



*円グラフの数値は文部科学省令和3年度「学校図書館の現状に関する調査」より。()内は令和2年度。

学校司書のしごと

- *授業や特別活動を支援
- *子どもと教職員の学習・研究・調査を支援
- *子どもの情報活用力育成を支援
- *子どもと本の出会いをサポート
- *図書委員会活動の援助
- *資料の収集・分類・整理
- *他の図書館との連携



「専任」 いつでも図書館にいる
「専門」 本や調べ物を相談できる
「正規」 継続・安定した図書館運営

本を知り、本と人を結ぶ専門職が
学校司書です。